

## 《食品衛生管理の徹底を図るために 「食品等の夏期一斉取締り」を行います》

食中毒の発生しやすい夏期を迎え、飲食店、旅館、仕出し・弁当屋、食肉取扱施設、スーパーマーケット、学校等の衛生管理を確認するために、県下一斉に保健福祉事務所(保健所)職員が立入検査を行います。

特に、全国的に発生の多いカンピロバクター<sup>※</sup>や、腸管出血性大腸菌等による食中毒を防止するため、食品の衛生的な取扱いを重点的に点検します。

また、流通食品の安全性を確保するため、店頭における食品の抜き取り検査を実施します。

※カンピロバクターとは食中毒を起こす細菌の一つで、鶏などの腸管内に住んでおり、市販の鶏肉を高率に汚染しているといわれています。カンピロバクターによる食中毒になった数週間後に、手足の麻痺や呼吸困難などを起こす「ギラン・バレー症候群」を発症する場合があります、時には後遺症を残すことがあるので注意が必要です。

### 1 実施期間

令和元年(2019年)7月1日(月)から7月31日(水)まで

### 2 実施機関

県内10保健福祉事務所(保健所)

### 3 実施方法

#### (1) 立入検査

- ・ 重点施設  
飲食店、旅館、仕出し・弁当屋、食肉取扱施設、スーパーマーケット、学校等
- ・ 立入検査内容  
食品の衛生的な取扱い方法、食品の適正表示(期限表示等)の確認等

#### (2) 食品の抜き取り検査

- ・ 対象食品  
食肉製品、魚介類、アイスクリーム類、乳製品、果実・野菜等
- ・ 検査項目  
微生物(大腸菌群、サルモネラ属菌等)  
食品添加物(着色料、保存料、発色剤等)  
残留農薬等

### ●内容に関するご意見・お問い合わせ先

- ・ 長野県庁健康福祉部食品・生活衛生課  
電話 026-235-7155, FAX 026-232-7288, 電子メール shokusei@pref.nagano.lg.jp)
- ・ 最寄りの保健福祉事務所(保健所)食品衛生相談窓口

○ 参考資料

平成30年度（2018年度）の夏期一斉取締りの実施結果

（1）立入検査結果

立入検査施設数	指導件数	指導件数の内訳
3,594施設	542施設	<ul style="list-style-type: none"><li>許可を要する営業施設：473件</li><li>許可を要さない営業施設：69件</li></ul>

（2）食品の抜取り検査結果

検体数	不適件数	不適内容
318件	1件	<ul style="list-style-type: none"><li>生鮮野菜及び果物の規格基準違反：1件</li></ul>

○ 問い合わせ先

保健福祉事務所名	電話番号
佐久保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0267-63-3297
上田保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0268-25-7152
諏訪保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0266-57-2929
伊那保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0265-76-6839
飯田保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0265-53-0446
木曾保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0264-25-2235
松本保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0263-40-1943
大町保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0261-23-6528
長野保健福祉事務所 食品・生活衛生課	026-225-9065
北信保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0269-62-3106